

東村山市
循環型社会形成推進地域計画

東村山市

平成22年1月22日

平成22年6月15日（変更）

平成24年11月8日（変更）

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
1) 対象地域.....	1
2) 計画期間.....	1
3) 基本的な方向.....	1
4) 広域化の検討.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	3
3 施策の内容	6
1) 発生抑制、再使用の推進.....	6
2) 処理体制.....	8
3) 処理施設等の整備.....	11
4) 施設整備に関する計画支援事業.....	11
5) その他の施策.....	12
4 計画のフォローアップと事後評価	13
1) 計画のフォローアップ.....	13
2) 事後評価及び計画の見直し.....	13
〈 添付書類 〉	
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	資料 1
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	資料 3
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	資料 4
参考資料様式1 リサイクル施設系	資料 5
参考資料様式2 熱回収施設系	資料 6
参考資料様式6 計画支援概要	資料 7
添付資料1 対象地域図.....	資料 8
添付資料2 人口、ごみ排出量、総資源化量等	資料 9
添付資料3 現況施設と予定施設	資料 10

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1) 対象地域

市 名：東村山市

面 積：17.17 km²

人 口：150,198人

(平成21年1月1日現在、外国人を含む)

2) 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

3) 基本的な方向

東村山市は、東京都の中央北部に位置し、埼玉県所沢市、東京都清瀬市、東久留米市、小平市、東大和市に接している。本市の交通網は、西武各線とJR武蔵野線が縦横に走り、中央には新青梅街道と府中街道が交差し、北部には所沢街道が走る文化都市である。本市の人口は、都営住宅や公団の建て替え、民間のマンション建設や宅地の開発などを要因として毎年微増し続けており、今後も増加していくと予想される。一方で、多摩湖そばの狭山公園、八国山緑地、北山公園など、緑濃い雑木林や田園風景などの自然環境に恵まれた都市でもある。

本市のごみ排出量は、過去5年間人口が伸び続けている中、41～42千t前後で微減傾向にあり、人口増ながらも一人1日当たりのごみ排出量を抑制することで、ごみ量増加を抑止している。これからも人口は増加していくと予測されていることから、引き続き減量化・資源化施策を推進していく必要がある。

本市は、平成19年1月より容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装の分別を始めており、ごみの資源化をより一層進めている。また、不燃ごみ、粗大ごみについても、金属等を積極的に回収することで、資源化率の向上及び最終処分率の低減に努めている。さらに、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のある西側隣接地において、平成19年4月から現在まで大規模開発による住宅建設(231戸)が行われ入居が進んでいることから、騒音・振動・悪臭等の要因を減らし周辺住環境に配慮するため、平成21年4月より不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の稼働を停止し、環境改善に努めている。今後、びん・缶・ペットボトル等の処理についても、より騒音等の環境に配慮した処理を目指し、アウトソーシングの有効活用を含め、不燃ごみ・粗大ごみ処理と統合した新たなリサイクルセンター(管理棟含む)の建設を検討している。

新設のリサイクルセンターは、主に本市における資源化の拠点施設と位置付け、現在敷地内に点在している施設を一つに統合し、建屋内で処理を行うことで騒音等に配慮し、周辺住環境に与える影響を最小限にとどめると共に、びん・缶及びペットボトル・プラスチック製容器包装を混合して処理する等効率の高い処理を行っていく計画である。また、既設の焼却施設は耐震改修工事を行い、延命化措置を行うことで経済的な焼却処理を目指す。

なお、本市における下水道普及率は100%であるが、接続率は約98.5%である。今後も、下水道への接続率100%を目指し、指導等を行っていく。

4) 広域化の検討

本市は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等を本市が所有する中間処理施設で自区内処理を行っている。一方、東京たま広域資源循環組合（25市1町で構成する組合）に加盟し焼却灰等は広域処分を行っている。同組合では、処分場の延命化や資源循環型社会に向けて、搬入される焼却灰からエコセメントの製造を行っており、本市では製造されたエコセメントを公共工事に利用するように努めている。

焼却施設について、本計画では延命化工事を予定しているが、将来的にはごみ処理の効率性等を踏まえ、周辺自治体との連携・支援体制の検討を行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、43,721 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 19,068 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 43.6%である。

中間処理による減量化量は 24,638 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 61%が減量化されている。また、焼却処理施設で発生する焼却残さについては、二ツ塚最終処分場においてエコセメント化による資源化を行っており、最終処分量は 15 トンである。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 27,488 トンである。

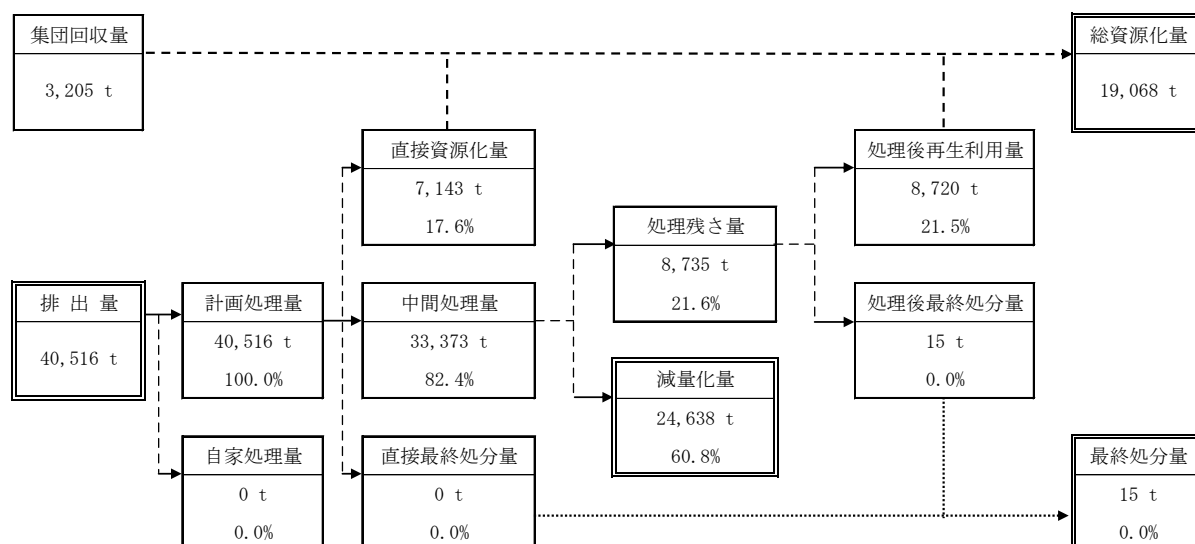


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 20 年度）

2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	国の基準年 (平成9年度)	現状 (割合※1) (平成20年度)		目標 (割合) (平成27年度)			
			平成9年度比		平成9年度比	平成20年度比	
排 出 量	事業系 総排出量	4,238 トン	7,276 トン	(71.7%)	7,084 トン	[67.2%]	- [2.6%]
	1事業所当たりの排出量※2	0.97 トン/事業所	1.89 トン/事業所	(94.8%)	1.88 トン/事業所	[93.8%]	- [0.5%]
	家庭系 総排出量	40,231 トン	33,240 トン	-(17.4%)	34,904 トン	- [13.2%]	[5.0%]
	1人当たりの排出量※3	252 kg/人	155 kg/人	-(38.5%)	153 kg/人	- [39.3%]	- [1.3%]
	合 計 事業系家庭系排出量合計	44,469 トン	40,516 トン	-(8.9%)	41,988 トン	- [5.6%]	[3.6%]
再 生 利 用 量	直接資源化量	2,691 トン	7,143 トン	[17.6%]	8,018 トン	[19.1%]	
	総資源化量	9,916 トン	19,068 トン	[47.1%]	20,739 トン	[49.4%]	
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh		- MWh		
減 量 化 量	中間処理による減量化量	30,969 トン	24,638 トン	[60.8%]	24,730 トン	[58.9%]	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	6,893 トン	15 トン	[0.0%]	15 トン	[0.0%]	

※1 排出量は国の基準年に対する割合(%)、その他は排出量に対する割合 [%]

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
事業所数: 平成9年度; 4,383事業所、平成20年度; 3,848事業所、平成27年度; 3,765事業所 (推計値)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口: 平成9年度; 137,886人 (平成10年1月1日実績値)、平成20年度; 150,198人 (平成21年1月1日実績値)、平成27年度; 156,391人 (推計値)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

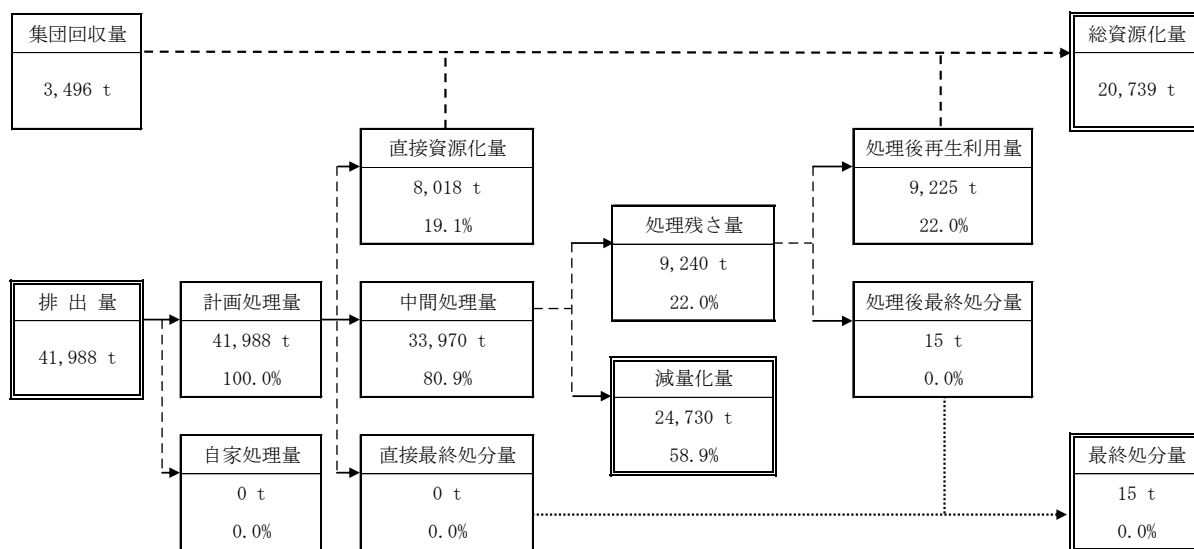


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）

3 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 発生抑制の推進

本市は、平成14年10月から「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」、平成19年1月から「容器包装プラスチック」について、本市の指定する収集袋（有料）による戸別収集（集合住宅を除く）を行っている。「粗大ごみ」についても処理手数料を徴収しており、持込みの場合、平成19年度まで10kgあたり250円であった手数料を平成20年度より10kgあたり350円としている。

有料化を実施した後のごみ量を有料化以前と比較すると、人口増を続けながらも2～3,000tの減量を継続しており、排出者責任の明確化による分別の徹底・再資源化意識の向上がみられ、ごみ減量・発生抑制に効果をあげている。

また、家庭から排出される可燃ごみの約50%を生ごみが占めるため、可燃ごみの減量には生ごみの減量化・資源化が不可欠であり、家庭での生ごみリサイクルとして、地域の5世帯以上が集まったグループの家庭から出る生ごみを、市が回収する「生ごみ集団回収」を平成18年から実施している。市民との連携による集団回収のシステムは有効であり、生ごみの減量化・資源化を更に推進するものである。

レジ袋削減についても、包装廃棄物減少促進のための事業者向け対策として、多摩北部都市広域行政圏協議会とマイバッグキャンペーンを実施し、スーパーでのスタンプ制（レジ袋の利用を断ったお客にスタンプを押し、一定程度貯まると景品等と交換する制度）を行うことにより一定の効果をあげている。しかしながらごみとして排出されるレジ袋は少なくなく、容器包装リサイクル法の見直しでもレジ袋等の有料化の議論があったことから、本市としても小売店舗が無料配布のレジ袋を削減していくよう指導していく。

発生抑制は、ごみとして排出する前の買い物や物の使い方、食材の保管や料理の仕方など、家庭の取り組みが中心となる。そのため、買い物や調理等も含め、それぞれの家庭や各人が行っている発生抑制の知恵や工夫等を集めてそれを広く市民に伝えることが必要である。市民の身近な活動を基本とするため、市内各町各丁目から1名ずつ選出された「廃棄物減量等推進員」を中心にして、さらに発生抑制を推進し発展させていく。今後も、ごみ減量化や排出量の負担の公平性等を考慮し、発生抑制の推進に有効な施策を展開していく。

イ. 再使用の推進

市民に再使用の推進を促す施策としては、年1回東村山市リサイクルフェアを実施しており、市民によるフリーマーケットに多くの来場者が集まり、衣類等のリサイクルを推進している。また、市民参加型の運営をしている「美住リサイクルショップ」では、

年3回のフリーマーケットを開催し、日常的に再生家具の展示販売を行っており、啓発拠点としても各種イベントや会議、研修等に利用されている。秋水園内に設置されているとんぼ工房においては、収集した粗大ごみの中で修理可能なものは再生処理を行っている。今後も、美住リサイクルショップやとんぼ工房を中心とした再使用の推進を積極的に図るものとする。

ウ. 普及啓発活動の推進

啓発活動は、ごみ見聞録や夢ハウスだより等による定期的な広報紙の発行や、年間のごみカレンダーや分け方・出し方解説書の配布、ホームページを利用した広報活動と、職員によるごみ分別・ごみ減量の出前講座を自治会・スーパー・公共施設で行っている。また、市民の自主的な減量・資源化への取り組みを進める「資源回収を楽しく進める会」と連携し、アクリルたわし作り教室やごみを出さないエコクッキング教室等の啓発事業やリサイクル施設のバス見学会も実施している。今後もさらに質的充実を図り継続していくものとする。

エ. 環境教育の推進

小学生に対する環境教育の一環として、本市で運営している焼却施設及び資源化施設の見学を市内15校の内11校で4年生を対象に実施している。この施設見学により、子供たちの意識を「ごみ」(排出して処分)の認識から「資源」(再資源化)へ変わる事を目的に実施している。また、美住リサイクルショップ運営委員会との協働で、4校の小学校において総合学習の時間に、不要になった布やペットボトルを使用してのマイバッグ作りや水中ロケット作りを教え、捨てて無駄にすることではなく再利用を楽しく進める提案を行っている。また、同委員会により小学生を対象に「子供エコ」を実施しており、年間5回、処理場の見学から山や川の生態系の調査と、資源の循環から環境について幅広い分野にわたり啓発活動を行なっている。中学生についても、教育委員会と連携を取りながら、ペットボトル作業場の職場体験受け入れを6校行っており、ペットボトルのキャップはずしやラベルはがしの作業を通じて、「ごみ」から「資源」への認識を深めさせ、学校に戻ってからの環境活動の充実に活用していることから、さらに環境教育の推進を行っていく。

オ. 助成制度の推進

本市は、資源としての新聞・雑誌・段ボール・古布・牛乳パック類について行政回収による回収方法だけではなく、自治会や子ども会、福祉団体等115団体が参加し、資源化率の向上や資源化推進を進めることを目的として「集団資源回収」を行っている。この回収を行うことにより、地域の活性化や個人での再資源化に対する分別の徹底も含め、資源化率の向上に大きく寄与している。自治会等の単位で参加す

ることにより、地域のコミュニケーションの推進にも役立っている。助成としては、収集した資源物に対して1kg当たり4円を行っている。また、生ごみの減量化に対する助成として、堆肥化処理機材の購入補助制度(コンポスト容器等購入額の1/2上限3,000円、抗酸化溶液配合バケツ購入額の1/2上限3,000円)を実施している。さらに、生ごみの減量化容器の助成だけでなく、地域で5世帯以上が集まったグループに対して、「生ごみ集団回収」を行っている。この事業については、収集から堆肥化まで、費用は無料で市の負担として実施している。

カ. 混合戸別収集への移行拡大

びん・缶は、新リサイクルセンターで導入される自動選別方式を行うことで、現状の集積所収集方式から混合戸別収集方式へ移行し、ペットボトルは、現在戸別収集を行っているプラスチック製容器包装と併せて収集し、さらなる排出者責任の明確化を通じて適正な出し方や効率的な収集運搬を推進する。

キ. 事業系ごみにおける減量及び再利用計画作成

日量5kg以上を排出する事業者は、ごみの収集・運搬を民間の許可業者と契約するよう指導しており、それ以外の少量排出事業者は平成14年10月より事業系指定袋(有料)の使用を義務付けている。平成14年度の家ごみの有料化・戸別収集の実施により、排出者の責任がより明確となり、事業系ごみは減少傾向にある。市では、立ち入り検査を実施し、分別や排出の状況についての指導を行っている。今後も更に排出者責任を徹底させ、発生抑制を推進していくものとする。また、事業用大規模建築物(延べ床面積3,000㎡以上の建築物)の所有者に対して、減量及び再利用計画書の作成・提出を求めており、減量・リサイクルに一定の効果をあげていることから今後とも継続して進めていく。

2) 処理体制

ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

本市は、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のある西側隣接地において、平成19年4月から現在まで大規模開発による住宅建設(231戸)が行われ入居が進んでいることから、騒音・振動・悪臭等の要因を減らし周辺住環境に配慮するため、平成21年4月より不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の稼働を停止し、処理を民間業者に委託している。今後は、秋水園の焼却施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設とともに老朽化が進んでいることから、焼却施設は改修工事による延命化を、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の更新施設として新たにリサイクルセンター及びストックヤードを整備することで長期間にわたる安全で効率的なごみ処理の実現を目指す。

また、収集方式に関して、びん・缶は、現状の集積所収集方式から混合戸別収集方式へ移行し、ペットボトルは、現在戸別収集を行っているプラスチック製容器包装と併せて収集し、適正な出し方や効率的な収集運搬を推進する。

なお、焼却処理後に生じる焼却灰についてもエコセメント化するなどほぼ全てのごみを中間処理後或いは直接資源化しており、効率的なリサイクルが行われている。また、平成19年1月より容器包装リサイクル法に基づくプラ製容器包装を資源物として回収している。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

日量5kg以上を排出する事業者は、ごみの収集・運搬を民間の許可業者と契約するよう指導しており、少量排出事業者は平成14年10月より事業系指定袋（有料）の使用を義務付けている。また、事業用大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上の建築物）の所有者に対して、減量及び再利用計画書の作成・提出を求めている。

今後も排出者責任を徹底させ、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進していく。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も産業廃棄物の処理は行わない予定である。

エ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 老朽化した不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を廃止し、周辺住環境に配慮したリサイクルセンター及びストックヤードを整備する。
- ◇ 老朽化した焼却施設の改修工事を実施し、省エネ対策と延命化を図る
- ◇ 焼却残渣については、今後もエコセメント化による資源化を図る。
- ◇ 事業系一般廃棄物に対し、排出者責任に基づく指導を強化し、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進していく。
- ◇ びん・缶及びペットボトル・プラスチック製容器包装については、収集方式を混合戸別収集とし、適正な出し方による収集運搬並びに処理の効率化を推進していく。

表2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成20年度)				
分別区分	処理方法	処 理 施 設 等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	秋水園 (ごみ焼却施設)	ニッ塚処分場 (エコメト化)	27,196
不燃ごみ	破碎、 選別等	秋水園 (不燃ごみ・粗大ごみ処理施設)	資源物：売却 資源物以外：民間委託（焼却 処理後に溶融スラグ化）た たし、一部、秋水園（ごみ焼却 施設）にて焼却処理）	1,920
粗大ごみ				1,339
資源物	びん 缶 (集積所収集)	資源化 (リサイクル作業場等)	民間委託	1,440
				755
	ペットボトル (集積所収集)	資源化 (ペットボトル減容施設)	民間委託	414
	プラ製容器包装	資源化	民間委託	2,375
	新聞			1,112
	雑誌			2,379
	段ボール			934
	古着			561
	牛乳パック			3
	白色トレイ			0
	生ごみ			19
有害物	資源化			秋水園 (リサイクル作業場等)
		29		



今 後 (平成27年度)				
分別区分	処理方法	処 理 施 設 等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	秋水園 (ごみ焼却施設)	ニッ塚処分場 (エコメト化)	27,260
不燃ごみ	選別等	秋水園 (ごみ焼却施設)	資源物：売却 資源物以外：民間委託（焼却 処理後に溶融スラグ化）た たし、一部、秋水園（ごみ焼却 施設）にて焼却処理）	1,939
粗大ごみ				1,700
資源物	びん (混合戸別収集)	資源化	民間委託	1,524
				缶 (混合戸別収集)
	ペットボトル (混合戸別収集)	資源化	民間委託	491
	プラ製容器包装 (混合戸別収集)			2,654
	新聞			1,187
	雑誌			2,654
	段ボール			1,125
	古着			645
	牛乳パック			2
	白色トレイ			0
	生ごみ			19
有害物	資源化	(仮称) 東村山市秋水園 リサイクルセンター	民間委託	40
				29

3) 処理施設等の整備

(1) 廃棄物処理施設

上記2)の表2に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

➤ 交付金対象事業

表3 整備する処理施設（交付金対象事業）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地 施設所在地	事業期間
1	マテリアルリサイクル 推進施設 (リサイクルセンター)	(仮称) 東村山市秋水園リ サイクルセンター整備事業	約31t/5h	東村山市 秋津町 4-17-1	H24～H26
2	マテリアルリサイクル 推進施設 (ストックヤード)	(仮称) 東村山市秋水園ス tockヤード整備事業	約165㎡	東村山市 秋津町 4-17-1	H25～H26
3	ごみ焼却施設	東村山市秋水園ごみ焼却施 設延命化改修事業	150t/日	東村山市 秋津町 4-17-1	H22～H23

(整備理由)

事業番号1 既存不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の老朽化、容器包装リサイクル法に基づく
リサイクルの促進

事業番号2 リサイクル促進に必要な保管設備

事業番号3 施設の老朽化、地球温暖化対策

4) 施設整備に関する計画支援事業

表3の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る 生活環境影響調査	生活環境影響調査	H22
	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る 地質調査	地質調査	H22
	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る 土壌汚染調査	土壌汚染調査	H22
	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る 発注仕様書等作成事業	発注仕様書等の作成	H23

5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

(1) 再生利用品の需要拡大事業

リサイクル品の利用を促進するため、事業所に対し、事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を取りそろえ、自らもそうした商品を活用したり、店頭回収等の実施・協力することにより、資源物の有効利用と環境保全を推進するよう指導していく。一方、本市はコピー用紙等に再生品を率先して使用する。

また、市の発注工事においてエコセメントの使用を推進する等、エコセメントの利用拡大に努めている。

(2) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫（H16 追加）、衣類乾燥機・液晶テレビ・プラズマテレビ（H21 追加）の対象品目について、家電リサイクル法によりメーカーが引き取ることとなっている。この法律は、「拡大生産者責任」が明確に位置づけられた法律であり、対象家電をメーカールートに円滑に流すことが、「拡大生産者責任」の普及にも繋がると考えられる。その後「資源有効利用推進法」でメーカーによる引取りが義務付けられたパソコンと併せて、引き取りルートを積極的にPRしていくこととする。

(3) 不法投棄対策

不法投棄の防止のため、監視やパトロールの強化、都や警察との連携を図り、不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを実施していく。

(4) 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市は「地域防災計画（平成 18 年 4 月施行）」を策定しており、緊急出動体制の整備や災害時における応急体制の確保、避難所の生活環境の確保を実施している。今後は災害時に備え、災害廃棄物の収集運搬、保管場所、処理処分について、迅速な対応ができるよう周辺市町村等と連携を図りながら、さらなる対策を検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 書 類

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 21 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	東村山市	(2) 地域内人口	150,198 人	(3) 地域面積	17.17 km ²
(4) 構成市	東村山市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	7,755	7,699	7,578	7,794	7,276	7,084 (H20比 -2.6%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.93	1.93	1.92	2.00	1.89	1.88 (H20比 -0.5%)
	家庭系 総排出量 (トン)	33,833	34,535	34,370	33,777	33,240	34,904 (H20比 +5.0%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	178	180	174	155	155	153 (H20比 -1.3%)
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	41,588	42,234	41,948	41,571	40,516	41,988 (H20比 +3.6%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	5,353 [12.9%]	5,407 [12.8%]	5,964 [14.2%]	7,717 [18.6%]	7,143 [17.6%]	8,018 [19.1%]
	総資源化量 (トン)	18,481 [44.4%]	18,193 [43.1%]	19,660 [46.9%]	19,694 [47.4%]	19,068 [47.1%]	20,739 [49.4%]
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	- □
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	26,056 [62.7%]	26,783 [63.4%]	25,527 [60.9%]	25,206 [60.6%]	24,638 [60.8%]	24,730 [58.9%]
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	795 [1.9%]	946 [2.2%]	337 [0.8%]	192 [0.5%]	15 [0.0%]	15 [0.0%]

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 2)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力(単位)	
秋水園 (ごみ焼却施設)	東村山市	ストーカ炉 全連続焼却炉	有	150t/日 (75 t/日×2炉)	S56.10	H24.3	施設の延命化、 地球温暖化対策	全連続運転式 ストーカ	H24.4	150t/日 (75t/日×2炉)	
秋水園 (不燃ごみ・粗大 ごみ処理施設)	東村山市	破砕、選別	有	50 t/5h	S52.4	H21.4	周辺住環境に配 慮し、稼働を休 止	選別・圧縮	H26.7	約31 t/5h	
秋水園 (リサイクル作業 場)	東村山市	選別	無	10 t/5h	H1.4	H26.6	既存施設の老朽 化 施設の集約によ る処理の効率化				
秋水園 (ペットボトル減 容施設)	東村山市	圧縮・梱包	無	2.5t/5h	H7.4	H26.12	外部委託による 施設の廃止	—	—	—	

注) 本計画に関連する施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料3)

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成24年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
			単位		開始	終了	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度			
○再生利用に関する事業							1,228,605	0	0	467,985	651,840	108,780	1,079,295	0	0	358,365	629,580	91,350	
	1	東村山市	約31	t/5h	H24	H26	1,196,475	0	0	467,985	623,280	105,210	1,047,165	0	0	358,365	601,020	87,780	
	2	東村山市	約165	m ²	H24	H26	32,130	0	0	0	28,560	3,570	32,130	0	0	0	28,560	3,570	
○ごみ焼却施設に関する事業							1,881,546	846,652	1,094,894	0	0	0	1,554,900	877,328	877,572	0	0	0	
	3	東村山市	150	t/日	H22	H23	1,881,546	846,652	1,094,894	0	0	0	1,554,900	877,328	877,572	0	0	0	
○施設整備にかかる計画支援事業							43,000	33,000	10,000	0	0	0	43,000	33,000	10,000	0	0	0	
		東村山市	-	-	H22	H22	7,000	7,000	0	0	0	0	7,000	7,000	0	0	0	0	
		東村山市	-	-	H22	H22	6,000	6,000	0	0	0	0	6,000	6,000	0	0	0	0	
	31	東村山市	-	-	H22	H22	20,000	20,000	0	0	0	0	20,000	20,000	0	0	0	0	
		東村山市	-	-	H23	H23	10,000	0	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000	0	0	0	
合計							3,153,151	879,652	1,044,894	467,985	651,840	108,780	2,877,195	710,328	887,572	358,365	629,580	91,350	

資料3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考
					開始	終了		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	発生抑制の推進	家庭ごみの有料化、生ごみの減量 化・資源化、マイバッグ運動・レ ジ袋対策、廃棄物減量等推進員を 中心とした3Rの推進等	東村 山市	H22	H26		継続・検討					
	12	再使用の推進	フリーマーケットの開催、粗大ご みの再生処理等	東村 山市	H22	H26		継続・推進					
	13	普及啓発活動の推進	広報誌の発行や、ホームページを 利用した広報活動等	東村 山市	H22	H26		継続・推進					
	14	環境教育の推進	小学生を対象とした施設見学の實 施、中学生を対象とした職場体験 受け入れ等	東村 山市	H22	H26		継続・推進					
	15	助成制度の推進	集団資源回収事業の助成、生ごみ 減量化容器への助成等	東村 山市	H22	H26		継続・推進					
	16	びん・缶・ペットボトルの収集形 態を混合戸別収集とし、適正な出 し方や効率的な収集運搬を推進す る	びん・缶・ペットボトルの収集形 態を混合戸別収集とし、適正な出 し方や効率的な収集運搬を推進す る	東村 山市	H22	H26		検討・実施					
	17	事業系ごみにおける減量 及び再利用計画の作成	事業系指定袋（有料）による排出 者責任の明確化、事業用大規模建 築物所有者による減量及び再利用 計画書作成の徹底	東村 山市	H22	H26		継続・推進					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	家庭ごみ処理体制の現状 と今後	リサイクルセンター及びストック ヤードの整備による長期間の安全 で効率的な処理の実現を目指す	東村 山市	H22	H26		整備					
	22	事業系一般廃棄物の処理 体制の現状と今後	排出者責任の明確化による事業系 一般廃棄物の排出抑制	東村 山市	H22	H26		継続					
処理施設の 整備に関す るもの	1	（仮称）東村山市秋水園 リサイクルセンター整備 事業		東村 山市	H24	H26	○			建設工事			
	2	（仮称）東村山市秋水園 ストックヤード整備事業		東村 山市	H25	H26	○			建設工事			
	3	東村山市秋水園ごみ焼却 施設延命化改修工事事業		東村 山市	H22	H23	○	改修工事					
処理施設の 整備に関す る計画支援 に関するもの	31	（仮称）東村山市秋水園 リサイクルセンター等整 備事業にかかる計画支援		東村 山市	H22	H23	○	生活環境 影響調査					
その他	41	再生利用品の需要拡大	リサイクル品の利用促進、焼却残 さの資源化	東村 山市	H22	H26		検討・実施					
	42	家電リサイクル法への対 応	引き取りルートの積極的なPR、処 理料金の先払い制に関する働きか け等	東村 山市	H22	H26		継続・周知					
	43	不法投棄対策	カメラ強化、監視システム体制整 備、NPO・都・警察との連携強化	東村 山市	H22	H26		実施・強化					
	44	災害時の廃棄物対策	災害時に備えた組織体制の整備	東村 山市	H22	H26		組織体制の構築					

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名

東京都

(1) 事業主体名	東村山市
(2) 施設名称	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター
(3) 工 期	平成 2 4 年度 ～ 平成 2 6 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 3 1 t / 5 h
(5) 処理方式	選別・圧縮等
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルの推進、ごみの減量化・資源化による環境啓発の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	1,196,475 千円
------------	--------------

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名

東京都

(1) 事業主体名	東村山市
(2) 施設名称	(仮称) 東村山市秋水園ストックヤード
(3) 工 期	平成25年度 ～ 平成26年度
(4) 施設規模	約 165 m ² 粗大ごみ用ストックヤード (約65m ²) 缶成形品ストックヤード (約100m ²)
(5) 処理方式	保管等
(6) 地域計画内の役割	資源物の保管
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	缶、粗大ごみ、金属類等の資源物
--------------	-----------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) リサイクル施設の内訳	
-----------------	--

(12) 事業計画額	32,130 千円
------------	-----------

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	東村山市
(2) 施設名称	ごみ焼却施設
(3) 工 期	平成22年度 ～ 平成23年度
(4) 施設規模	150 t/日 $\left[75 \text{ t/日} \times 2 \text{ 基} \right]$
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続運転式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %）・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割・	安定・安全な可燃ごみ処理の継続
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

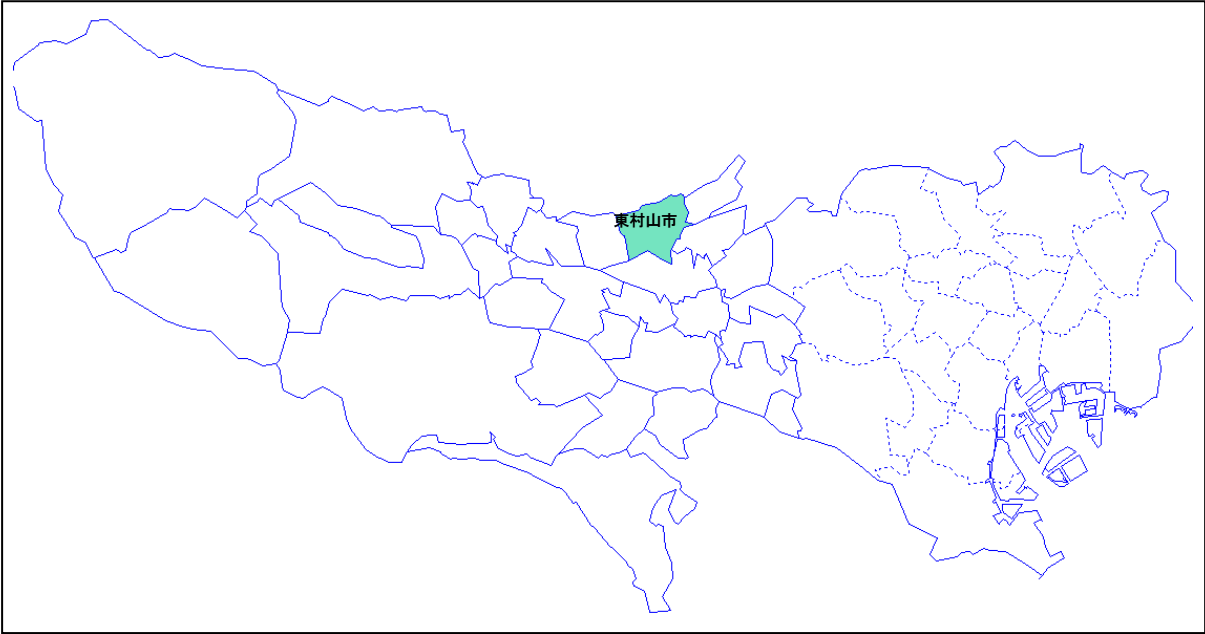
(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	Nm ³ /t
	2. 発生ガス量	Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画		
(12) 事業計画額	1,881,546 千円	

計画支援概要

都道府県名 東京都

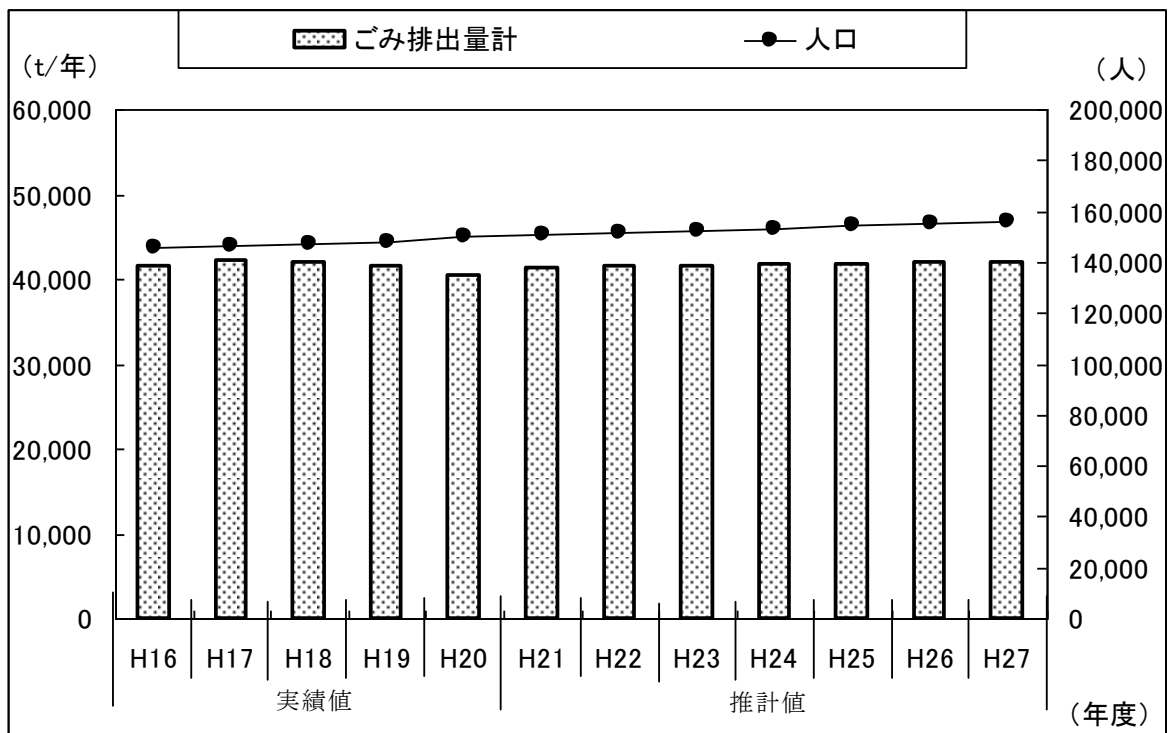
(1) 事業主体名	東村山市			
(2) 事業目的	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備のため			
(3) 事業名称	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る生活環境影響調査	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る地質調査	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る土壌汚染調査	(仮称) 東村山市秋水園リサイクルセンター等整備事業に係る発注仕様書等作成事業
(4) 事業期間	H22	H22	H22	H23
(5) 事業概要	・生活環境影響調査	・地質調査	・土壌汚染調査	・発注仕様書等作成
(6) 事業計画額	7,000 千円	6,000 千円	20,000 千円	10,000 千円

添付資料 1 対象地域図

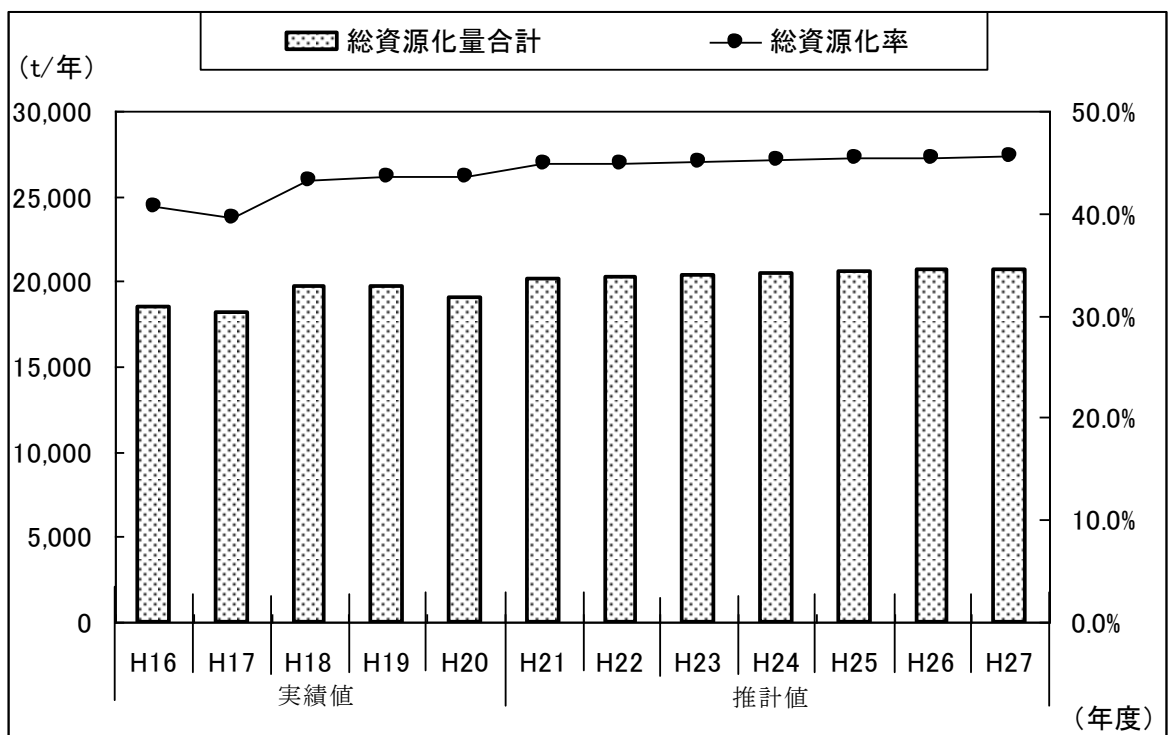


添付資料2 人口、ごみ排出量、総資源化量等

2-1 ごみ排出量と人口の推移



2-2 総資源化量と総資源化率の推移



添付資料3 現況施設と予定施設

